平成２６年（再イ）第１００号
堺市堺区九間町西２丁１番１―904号
再生債務者　坂本　　仁
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年２月23日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年２月24日
大阪地方裁判所堺支部個人再生係

平成２６年（再イ）第７号
広島県福山市川口町２丁目17番13―302号
再生債務者　的場　寛治
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年２月23日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年２月25日
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２６年（再イ）第５号
高知市朝倉己296番地25
再生債務者　川崎　直樹
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年２月23日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年２月25日
高知地方裁判所民事部個人再生係

平成２６年（再イ）第３７号
神奈川県平塚市高浜台23番17号
再生債務者　大木　友理
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年２月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年２月25日
横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係

平成２６年（再イ）第４号
富山県砺波市柳瀬994番地29
再生債務者　三山　忠章
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年２月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年２月25日　富山地方裁判所高岡支部

平成２６年（再イ）第１４号
山梨県甲府市山宮町3211番地７
再生債務者　田邉　賢治
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　本件再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年２月24日
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（再イ）第３８号
名古屋市中区平和２丁目８番31号アルカンシエル東別院603号
再生債務者　森坪　亜怜
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年２月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年２月25日
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（再イ）第１８号
三重県鈴鹿市若松中２丁目18番28号
再生債務者　小田　裕子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年２月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年２月25日　津地方裁判所再生係

小規模個人再生による再生手続廃止

平成２６年（再イ）第３４６号
大阪府門真市栄町12番21号サンライズ栄101号、開始時の住所大阪府門真市栄町27番９号パークテラス門真302号
再生債務者　金谷　雅範
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条２号に定める事由がある。
平成27年２月24日
大阪地方裁判所第６民事部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２７年（再ロ）第１号
群馬県富岡市上高尾166番地19
再生債務者　瀬下　和則
1　決定年月日時　平成27年２月24日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成27年３月24日まで
4　一般異議申述期間　平成27年４月７日から平成27年４月21日まで
前橋地方裁判所高崎支部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２６年（再ロ）第４４号
大阪市浪速区幸町３丁目１番25号グランソシエ桜川Ⅱ201、住民票上の住所大阪府枚方市南船橋１丁目５番12号
再生債務者　横洲　一真
1　意見聴取に付する再生計画案　平成27年２月23日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成27年３月24日まで
平成27年２月24日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（再ロ）第４５号
大阪府東大阪市加納７丁目23番４―1002号
再生債務者　清水美穂子
1　意見聴取に付する再生計画案　平成27年２月20日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成27年３月24日まで
平成27年２月24日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（再ロ）第１号
高知県高岡郡佐川町甲85番地１
再生債務者　大崎　俊一
1　意見聴取に付する再生計画案　平成27年２月13日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成27年３月24日まで
平成27年２月25日
高知地方裁判所須崎支部個人再生係

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２６年（再ロ）第８号
さいたま市緑区大字三室2113番地121
再生債務者　渡辺優次郎
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年２月16日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年２月24日
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２６年（再ロ）第１００００２号
長崎県佐世保市石坂町199番地16　ウイング石坂607
再生債務者　角田裕一朗
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年２月19日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年２月24日
長崎地方裁判所佐世保支部

会社その他の公告

新設分割公告

当社は、新設分割により新設するライブ株式会社（住所東京都港区赤坂二丁目一五番一五号）に対して当社のモバイルコンテンツ事業に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。
当社の株主総会の承認決議は平成二十七年一月二十二日に終了しております。
この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
http://agmsys.com/ir/2014.pdf
平成二十七年三月五日
東京都港区赤坂二丁目一五番一五号
株式会社ＡＧＭ
代表取締役　布施　宏

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
平成二十七年三月五日
香川県木田郡三木町大字氷上三九二九番地二
合資会社ウエスト・コンサル・グループ
代表社員　佐藤　秀樹